

宇宙法の話

宇宙環境の保護と法律

1 自己紹介

まずは自己紹介から

専門は比較法

自己紹介



おおにし なみてあ
大西 楠テア

1982年生
東京大学法学政治学研究科准教授
比較法学(ドイツ法)専攻

比較法って何？

世界の様々な国には異なる文化を持つ人々が生活している
→ 社会の在り方が違うから、社会生活のためのルールも違う

外国法を勉強することで日本の法と社会をよりよく理解する

グローバル化により社会関係が国際化した
→ 個別の国家法を超えた法秩序が生成している(EU法など)

グローバルに展開する法秩序を研究する

公法と私法

公法：憲法・行政法・国際法

- 国家と個人に関するルール：憲法・行政法・刑法
- 国家と国家の関係に関するルール：国際法

<社会において人々が共同生活するためのルール>
(強制的なルールが多い)

私法：民法・商法

- 私人と私人の関係に関するルール：民法・商法

<契約や家族関係についての原則を定めている>
(私人が自由に活動するための枠組みを定めている)

2 宇宙法の話

宇宙探査は自由に行ってよいの？

2-1 国際宇宙公法

国家間のルール

国際法 (宇宙条約)



国連総会決議で「宇宙条約」を採択

■ 宇宙条約(1966年)

+ 宇宙救助返還協定(1967年)・宇宙損害責任条約(1972年)・宇宙物体登録条約(1974年)



国際法 (宇宙条約)



ポイントその1 宇宙はだれの物でもない

- 宇宙空間(天体を含む)に対しては、どの国家も領有権を主張することはできない(宇宙条約2条)



1494年のトルデシリャス条約

ポイントその2 宇宙空間は自由に探査・利用できる

- 宇宙空間の探査・利用は、全ての国の利益のために、国際法に従って、全ての人々が自由に行うことができる(宇宙条約1条)

? 宇宙探査で見つけてきた資源は自分の物にできるの??

国際法 (宇宙条約)



ポイントその3 平和利用の原則

- 天体はもっぱら平和目的のために利用され、軍事利用は一切禁止される

ミサイルなどの兵器を宇宙空間に配備したり、地球を回る軌道に載せてはいけない

ポイントその4 国家への責任集中原則

宇宙活動を行うのが国家であっても、私人であっても、自国によって行われる活動については国家が責任を負う

打ち上げられた人工衛星などが他国に損害を発生させた場合、打ち上げ国に無過失責任が発生

日本の法律は？

- 国際条約は国に義務を負わせるもの
- 個人の宇宙活動のためのルールは各国が決める

日本の法律：宇宙基本法（2008年）・人工衛星の打ち上げ及び管理に関する法律（2016年）・衛星リモートセンシング法（2016年）・宇宙資源法（2021年）

2-2 宇宙私法

契約法－私人間のルール

宇宙ビジネス



どんなビジネスがあるの？

- 宇宙旅行
- GPS衛星を利用したカーナビゲーションなどなど

どんな法律が適用される？

- 宇宙活動に特化したルールは存在しない
→ 各国の契約法・不法行為法が適用される
- A国のGPS衛星が起こした事故で、B国の企業が損害を受けたら？A国とB国、どちらの国の法律が適用される？？

<国際私法のルール>

The background features several concentric, curved lines in light gray and white, some solid and some dashed, creating a sense of depth and movement. In the center, there is a large orange callout box with a white border and a white triangular pointer pointing downwards. Inside this box, the text is written in white.

3 宇宙探査 と 宇宙環境の保護

宇宙デブリ

(人工衛星などが本来の機能を失ってゴミになったもの)

宇宙デブリの増加

宇宙の資源開発を各国が奨励

⇒ GPS衛星など人工衛星がたくさん打ち上げられる

- 古くなったり、壊れたりしてゴミになる
- 人工衛星同士が衝突したり、破壊されたりしてゴミになる

宇宙環境の悪化

- 宇宙空間の混雑
- 価値のある衛星軌道が使えなくなる
- 宇宙デブリの衝突による被害



宇宙環境 の 保護

?? どうすれば宇宙環境を保護できる??

■ 宇宙デブリを規制する条約は存在しない

「探査の際には有害な汚染を回避しなければならない」(宇宙条約9条)

→ そもそも宇宙デブリの発生は「有害な汚染」にあたるのか?

有害な汚染だとして、それを回避する「適正な措置」とは?

宇宙損害責任条約

→ 損害の原因となった宇宙デブリが「どの国のもの」なのか特定できない

■ では、どうしたらいいの?

国内法による規制: 衝突・有害汚染防止のための措置をとれる企業にのみ許可

国連の機関などが作るガイドライン

国際環境法の援用: 環境リスク評価・環境損害防止義務

もっと調べる
には？



宇宙法データベース

- 宇宙法研究センター (<https://space-law.keio.ac.jp/datebase.html>)

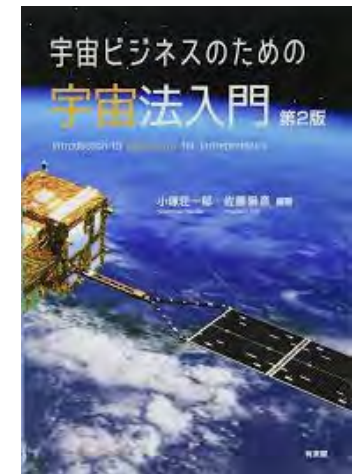
宇宙法模擬裁判

- 日本宇宙法学生会議
(<https://www.sljsc.org/>)

宇宙法に関する本

- 小塚壮一郎・佐藤雅彦編著

『宇宙ビジネスのための宇宙法入門(第2版)』有斐閣(2018年)



まとめ

色々な国・企業が宇宙開発に関心をもっている



持続可能な宇宙探査・利用のためのルールが必要